

# 水道工事積算基準及び標準歩掛表正誤表

平成 28 年 8 月 29 日

頁	正	誤
-7	<p><b>2 - 4 諸雑費及び端数処理</b></p> <p>2 - 4 - 1 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料費等で、その金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。</p> <p>2 - 4 - 2 単価表 (1) 歩掛に諸雑費率があるもの 単位数量あたりの単価表の合計金額が有効数字 4 桁になるように、原則として所定の諸雑費率を上限とし端数処理し計上する。</p> <p>(2) 歩掛表に諸雑費率がなく端数処理のみの場合 単位数量あたりの単価表の合計金額が、有効数字 4 桁になるよう端数を計上する。</p> <p>2 - 4 - 3 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p>2 - 4 - 4 端数処理 <u>(1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量 × 単価 = 金額は 1 円までとし、1 円未満は切り捨てる。</u> <u>(2) 共通仮設費の率計上の金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u> <u>(3) 現場管理費の金額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u> <u>(4) 工事価格は万円止めとする。ただし、50 万円未満については千円止めとする。</u> <u>なお、併合科目の場合も工事価格は一括積算(万円止め)とするものとし、各科目毎に按分した工事価格は円止めとする。</u> <u>(5) 更正契約工事価格は千円止めとする。</u></p> <p><b>削除</b></p>	<p><b>2 - 4 諸雑費及び端数処理</b></p> <p>2 - 4 - 1 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料費等で、その金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。</p> <p>2 - 4 - 2 単価表 (3) 歩掛に諸雑費率があるもの 単位数量あたりの単価表の合計金額が有効数字 4 桁になるように、原則として所定の諸雑費率を上限とし端数処理し計上する。</p> <p>(4) 歩掛表に諸雑費率がなく端数処理のみの場合 単位数量あたりの単価表の合計金額が、有効数字 4 桁になるよう端数を計上する。</p> <p>2 - 4 - 3 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p>2 - 4 - 4 端数処理 (1) 単価表の各構成要素の数量 × 単価 = 金額は少数第 2 位までとし、3 位以下は切り捨てる。また、内訳書の各構成要素の数量 × 単価 = 金額は 1 円までとし、1 円未満は切り捨てる。 (2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、少数点以下第 4 位を四捨五入し、3 位までとする。 (3) 共通仮設費の率計上の金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。 (4) 現場管理費の金額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。 (5) 工事価格は 10,000 万円単位とする。工事価格の 10,000 円単位での調整は、一般管理費で行うものとし「3-5 一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上する。ただし、50 万円未満については千円止めとする。なお、併合科目の場合も工事価格は一括積算(万円止め)とするものとし、各科目毎に按分した工事価格は円止めとする。 (6) 更正契約工事価格は千円止めとする。</p> <p>2 - 4 - 5 注意事項 (1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上に当たっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。</p>